

島根県報

第一、三五九号

平成十四年四月十二日

(金曜日)

定により島根県立島根女子短期大学学則が改正され、島根県立島根女子短期大学長から届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年四月十二日

島根県知事 澄田信義

島根県立島根女子短期大学学則の一部を次のように改正する。
第二十八条中「他の大学等」を「他の大学等（指定保育士養成施設を含む。以下この条及び次条において同じ。）」に改める。

附 則

島根県立島根女子短期大学の学則の一部改正の届出	(総務課)	一
生活保護法の規定による指定医療機関の事業の廃止	(長寿社会課)	一
土地改良区の役員の住所の変更	(農村整備課)	一
県営土地改良事業の工事の完了	(漁業管理課)	二
指定漁船調査書の縦覧	(道路整備課)	二
道路の区域の変更	(都市計画課)	三
県立万葉公園の区域の変更	(都市計画課)	五

島根県告示第四百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した次の指定医療機関は、事業廃止の事実が認められ、同条の指定を廃止したので告示する。

平成十四年四月十二日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所 在 地	廢 止 年 月 日
浜野屋医院	江津市嘉久志町イ一五三四一	平成十三年三月二十四日
加藤医院	簸川郡佐田町大字宮内七一 六一三	平成十四年一月十二日

告 示

島根県告示第四百三十五号

島根県立短期大学条例施行規則（平成五年島根県規則第二十一号）第十五条第一項の規

島根県告示第四百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土

地改良区から役員の住所の変更の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十四年四月十二日

島根県知事 澄田信義

1 発起人の住所及び氏名

邇摩郡仁摩町大字仁万町一四四九一五 山根芳弘

〃 〃 大字馬路町二一二 横田弘次

〃 〃 大字宅野町一七 紙田幸俊

簸川郡湖陵町土地改良区
住所を変更した役員の氏名及び住所

理事の別	氏名	住所
理 事	三原 瞳岳	簸川郡湖陵町大字差海一一四二番地
変 更 前		簸川郡湖陵町大字差海一一三九番地二

島根県告示第四百三十八号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は、完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第一百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十四年四月十二日

島根県知事 澄田信義

事 業 名	完 了 年 月 日
上三所地区区画整理事業（県営地域開発関連整備事業）	平成十四年三月二十五日

島根県告示第四百四十号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年四月十二日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第四百三十九号
漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成十四年四月十二日

道路の種類	路線名	道 路 間	区 域
後 の 変 更 別 前	敷地の幅員	延 長	
島根県道	大田桜江線	区	道 路 間
邑智郡川本町大字田窪三三六番一地先から同大字九三〇番一四地先まで	四・〇〇メートル	前	後 の 変 更 別 前
四・五〇メートル	四・五〇メートル	後	敷地の幅員
一一〇・〇〇メートル	一一〇・〇〇メートル	一一〇・〇〇メートル	延長
川本土木建築事務所	川本土木建築事務所	川本土木建築事務所	管轄する土木建築事務所の名称
拡幅	道路改良工事	備考	

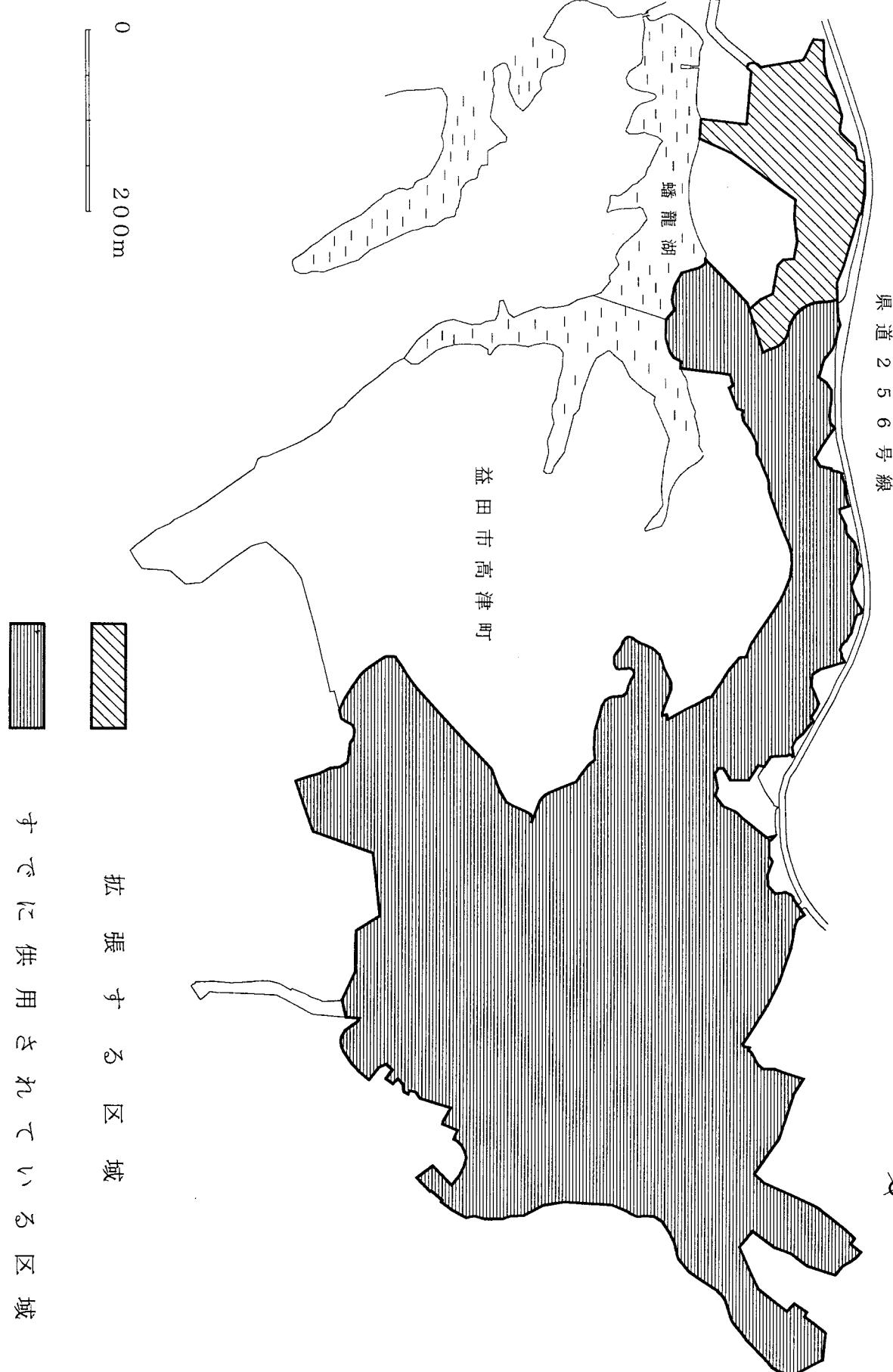
島根県告示第四百四十一号

県立万葉公園の区域を次のとおり変更するので、島根県立都市公園条例（昭和四十九年島根県条例第四十五号）第十二条の二の規定により告示する。

平成十四年四月十二日

島根県知事 澄田信義

- 一 変更する区域
次の図の斜線の部分を拡張する。
- 二 変更に係る区域の供用開始日
平成十四年四月二十六日



公 告

益田市高津四丁目十五番一八町
大昇商事株式会社 代表取締役 石田毅

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の

平成十四年四月十一日

土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同條第四項の規定による公告する。

一 土地区画整理組合の名称

東出雲町揖屋西新西土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十三年一月十六日から平成十四年九月三十日まで

三 施行地区

八束郡東出雲町大字揖屋町の一部

四 事務所の所在地

八束郡東出雲町一一四一一番地

五 設立認可の年月日

平成十三年一月十六日

六 変更認可の年月日

平成十四年四月十一日

島根県知事 澄 田 信 義
調達手続きに係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成14年4月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 役務の名称及び数量

歴史民俗博物館建設工事基本設計業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県土木部營繕課企画係 島根県松江市殿町1番地

3 隨意契約の相手方を決定した日

平成14年3月22日

4 隨意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社槇総合計画事務所 代表取締役 槇 文彦
東京都渋谷区鉢山町13番4号

5 隨意契約に係る契約金額

78,750,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

随意契約

7 隨意契約の理由

島根県知事 澄 田 信 義

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十二年法律第二百九号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年四月十一日

一 開発区域

益田市高津四丁目一十五番一四九 他一十四筆

面積 八一三五・三三一平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

島根県報雑報

消防法（昭和二十三年法律第二百八十六号）第十三条の五第一項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第五十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成十四年四月十二日

財団法人消防試験研究センター理事長 大井久幸

一 試験の種類

- 甲種危険物取扱者試験
- 乙種危険物取扱者試験
- 丙種危険物取扱者試験

二 試験の日時及び場所

1 試験の日時

平成十四年六月十六日（日）

丙種 九時三十分から

甲種・乙種十三時〇〇分から

2 試験の場所

松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、西郷町

三 受験手続

1 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参または郵送のこと。）

2 受験願書受付期間

平成十四年四月十九日から平成十四年五月七日まで（郵送の場合は、五月七日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

3 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 五千円
乙種危険物取扱者試験 三千四百円
丙種危険物取扱者試験 二千七百円を所定の方法により納付すること。

四 その他

1 受験願書用紙常置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、各総務事務所、各消防本部

（郵送により請求する場合は、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、百六十円切手を貼った請求者あて光明記の返信用角形二号封筒を同封すること。）

2 問い合わせ先

〒六九〇一〇八八二 松江市大輪町四二〇番一一 島根県大輪町団体ビル二階
財団法人消防試験研究センター島根県支部（電話〇八五二一七一五八一九）